

○北海道後期高齢者医療広域連合の議会の議員選挙に関する規則

制 定 平成19年4月2日規則第11号

(趣旨)

第1条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の選挙については、北海道後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第8条及び第9条第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第2条 広域連合議員の選挙は、北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が管理執行する。

(選挙長)

第3条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第4条 選挙長は、第6条の規定により告示された候補者推薦届出の受付期間（以下「候補者受付期間」という。）の終了後、広域連合の職員又は広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、直ちに本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(被選挙権)

第5条 広域連合議員の選挙の被選挙権を有する者は、関係市町村の長及び議会の議員とし、関係市町村の長の職務代理者は、広域連合議員の選挙の被選挙権を有しない。

(選挙執行等の告示)

第6条 広域連合議員の選挙を行うときは、選挙管理委員会は、その旨及び候補者受付期間を少なくとも候補者推薦届出の受付開始日（以下「候補者の受付開始日」という。）の21日前に告示しなければならない。

(候補者受付期間)

第7条 候補者受付期間は、候補者の受付開始日から起算して7日目に当たる日の午後2時までとする。

(団体による候補者推薦届出)

第8条 規約第8条第1項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、候補者受付期間内に、直接又は郵便等により、広域連合議会議員選挙候補者団体推薦届出書（別記様式第1号）に当該候補者の承諾書（別記様式第2号）を添えて、選挙長に届け出なければならない。

(個人による候補者推薦届出)

第9条 規約第8条第1項各号に定める関係市町村の長又は議会の議員（以下この条において「関係市町村の長又は議員」という。）が候補者を推薦しようとするときは、候補者受付期間内に、直接又は郵便等により、広域連合議会議員選挙候補者個人推薦届出書（別記様式第3号。以下「推薦届出書」という。）に当該候補者の承諾書を添えて、選挙長に届け出なければならない。この場合において、承諾書は同一の候補者を推薦しようとする者のうち、1人が添付すれば足りるものとする。

2 関係市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。

3 関係市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、互いに推薦することができる。

4 関係市町村の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、自らを推薦することができない。

5 推薦届出書の記入日において関係市町村の長又は議会の議員でない者は、候補者を推薦することができない。この場合における記入日は、第6条に規定する告示のあった日（以下「告示日」という。）から候補者受付期間の最終日までの間でなければならない。

6 規約第8条第1項第1号及び第2号に規定する総数は、告示日における総数によるものとする。

7 規約第8条第1項第3号及び第4号に規定する定数の総数は、告示日の属する年度の前年度の3月31日における定数の総数によるものとする。

(候補者の告示等)

第10条 選挙長は、候補者受付期間の終了後、直ちに候補者の公職の名称、氏名、生年月日、党派及び推薦の種別を告示するとともに、選挙管理委員会に報告し、速やかに規約第8条第1項各号の候補者の区分に応じ、当該区分に係る広域連合を組織する市又は町村の議会の議長に通知しなければならない。

(候補者となれない者)

第11条 候補者受付期間の最終日において、関係市町村の長又は議会の議員でない者は、候補者となることができない。

(開票結果の報告)

第12条 関係市町村の議会において広域連合議員の選挙を行ったときは、当該関係市町村の議会の議長は、直ちにその開票結果を北海道後期高齢者医療広域連合協議会議員選挙開票結果報告書（別記様式第4号）により選挙長に報告しなければならない。

(選挙会)

第13条 選挙長は、前条の規定により、すべての関係市町村の議会の議長から開票結果の報告を受けたときは、速やかに選挙会を開き、2人以上の選挙立会人の立会いの下に、各候補者の得票総数の集計及び点検を行い、当選人を定めなければならない。

2 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

(選挙会の参観)

第14条 関係市町村の長及び議会の議員は、選挙会の参観を求めることができる。

(選挙録の作成)

第15条 選挙長は、選挙録（別記様式第5号。第18条第1項の規定により無投票となった場合にあっては、別記様式第6号）を作り、選挙会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

(当選人)

第16条 当選人の決定は、規約第8条第4項の規定による。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(当選人が欠けた場合の繰上げ補充)

第17条 広域連合議員としての任期の開始日前に、当選人の死亡、当選の辞退等の理由により当選人が欠けた場合で、前条第2項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

(無投票当選)

第18条 第8条及び第9条第1項の規定による届出のあった候補者が定数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は、行わない。

2 前項の規定により、投票を行わないこととなった規約第8条第1項各号の区分があるときは、選挙長は、候補者受付期間の終了後、直ちにその旨を告示するとともに、選挙管理委員会に報告し、速やかに当該区分に係る広域連合を組織する市又は町村の議会の議長に通知しなければならない。

3 第1項の規定により、投票を行わないこととなった規約第8条第1項各号の区分については、第13条第1項の規定により開かれる選挙会において、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

4 第1項の規定により、規約第8条第1項各号のすべての区分で投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず、選挙長は、候補者受付期間の終了後、速やかに選挙会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。

(当選人の報告、告知及び告示)

第19条 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人の公職の名称、氏名、生年月日、党派、推薦の種別及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を、選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があったときは、選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の公職の名称及び氏名を告示しなければならない。

(当選人となれない者)

第20条 当選人を定める日において、関係市町村の長又は議会の議員でない者は、当選人となることができない。

(選挙結果の報告)

第21条 選挙管理委員会は、選挙の結果を直ちに関係市町村の長及び議会の議長並びに規約第8条第1項各号に定める団体に対して報告しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第22条 広域連合議員の任期は、当選人の告示の日から開始する。ただし、任期満了による選挙が広域連合議員の任期満了の前に行われた場合において、前任の議員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、当選人の告示の日の翌日以後に前任の議員が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ開始する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条第7項の規定にかかわらず、平成19年度に行われる選挙における規約第8条第1項第3号及び第4号に規定する定数の総数は、平成19年5月2日における定数の総数によるものとする。

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

選挙長 様

推薦団体名

会長 印

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者団体推薦届出書

年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 号により告示された北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における候補者として、別紙のとおり推薦します。

(別紙)

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者

年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 号
北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

ふりがな	
候補者氏名	
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	
ふりがな	
候補者氏名	
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	
ふりがな	
候補者氏名	
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	
ふりがな	
候補者氏名	
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	

承 諾 書

年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 号により告示された北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者となることについて承諾します。

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

選挙長 様

年 月 日

ふりがな	
候補者氏名	印
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	
連絡先住所 (書類の送付先)	
連絡先電話番号	

年 月 日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

選挙長

様

公職の名称	
推薦人氏名 (代表者)	印
連絡先住所	
連絡先電話番号	

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者個人推薦届出書

年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 号により告示された北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の候補者として、次のとおり推薦します。

ふりがな	
候補者氏名	
生年月日	年 月 日
公職の名称	
党派	

※ 複数の推薦人が連名で候補者を推薦しようとする場合は、別紙を添付してください。

(別紙)

公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印
<hr/>	
公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印
公職の名称	
推薦人氏名	印

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙開票結果報告書

年北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 号
北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

1 投・開票年月日	年 月 日			
2 選出区分	・市長	・町村長	・市議会議員	・町村議会議員
3 投票の状況	議員定数	選挙当日在任議員数	投票者数	
	人	人	人	
4 開票の結果	投票総数	有効投票	無効投票	無効投票率
	票	票	票	%
5 候補者の得票数	氏名	公職の名称	得票数	

年 月 日

.....(市町村名)..... 議会議長..... (氏名)..... 印.....

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

選挙長

様

(裏)

7 選挙会事務従事者	総数	人 内	1 広域連合選挙管理委員会事務局職員	人
			2 その他の者	人

年 月 日調製

選挙長 (氏名)

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 (氏名)

選挙立会人 (氏名)

備考

- 1 当選人及びその他の候補者の氏名は、得票の多数の者から順次記載するものとする。
- 2 この様式のほか、選挙長において、選挙会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

(裏)

8 選挙会事務従事者	総数	人	内	1 広域連合選挙管理委員会事務局職員	人
				2 その他の者	人

年 月 日調製

選挙長 (氏名)

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

選挙立会人 (氏名)

選挙立会人 (氏名)

備考

- 1 無投票の事由は、明確に記載するものとする。
- 2 この様式のほか、選挙長において、選挙会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。